

# 第4次高砂市行政改革大綱 実施計画一覧表

(単位:千円)

項目番号	実施項目	担当課 (局・室)	実施計画(年度)						改革概要	効果額						実効果額					
			21	22	23	24	25	26		22	23	24	25	26	計	22	23	24	25	26	計
<b>1 歳入の確保</b>																					
1	市税の徴収率の向上	納税課	実施						滞納整理推進室と連携をとりながら、滞納者について各種調査を行うとともに、文書催告、差押え、公売・換価など滞納整理を推進し、収納強化に努める。 滞納分について目標を定め、徴収率の向上を図る。 目標徴収率 滞納分 20.0%	60,000	50,000	40,000	30,000	20,000	200,000	60,000	50,000	40,000	30,000	20,000	200,000
2	国民健康保険料の徴収率の向上	国保医療課	実施						滞納整理推進室及び税部門と連携をとりながら、財産調査・滞納処分等の実施など収納強化に努める。 国民健康保険料収納対策プランの策定により、現年分、滞納分について目標徴収率を決め、さらなる徴収率の向上を図る。 目標徴収率 現年分 88.83% 滞納分 17.5%	50,400	50,400	50,400	50,400	50,400	252,000	50,400	50,400	50,400	50,400	50,400	252,000
3	介護保険料の徴収率の向上	介護保険課	実施						現年分については65歳到達者、転入者及び介護給付受給者に、電話による納付勧奨や制度理解に努める。 滞納分については時効到来前の納付勧奨等に努める。 保険給付の償還払い化などの活用により徴収率向上に取り組む。 目標徴収率 現年度分 98.5% 滞納分 12.5%	5,571	5,571	5,571	5,571	5,571	27,855	5,571	5,571	5,571	5,571	5,571	27,855
4	保育園保育料の徴収率の向上	児童福祉課	実施						滞納者に対し、文書による催告書の発送、電話及び園長からの催告、訪問徴収を実施し、退園も含めての指導を行い、徴収率の向上を図っていく。 目標徴収率 現年分 99.5% 滞納分 18.0%	964	964	964	964	964	4,820	964	964	964	964	964	4,820
5	市営住宅使用料の徴収率の向上	(ま)管理課	実施						高額滞納者を重点的に、徴収の強化を図る。 目標徴収率 現年分 94.2% 滞納分 28.3%	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	6,850	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	6,850
6	水道料金・下水道使用料の徴収率の向上	(水)総務課	実施						23年度の水道料金事務の委託に併せて、徴収体制の強化及び給水停止を行い、段階的に徴収率の向上を図る。 26年度目標徴収率 現年分 98.5% 滞納分 18.5%	4,900	11,700	18,100	24,400	23,900	83,000	4,900	11,700	18,100	24,400	23,900	83,000
		下水道経営課								4,500	11,100	12,700	19,500	19,600	67,400	4,500	11,100	12,700	19,500	19,600	67,400















# 第4次高砂市行政改革大綱 実施計画一覧表

(単位:千円)

項目番号	実施項目	担当課 (局・室)	実施計画(年度)						改革概要	効果額						実効果額							
			21	22	23	24	25	26		22	23	24	25	26	計	22	23	24	25	26	計		
<b>7 公営企業等の経営の健全化</b>																							
63	下水道事業の経営健全化	下水道経営課	方針決定	順次実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>・現計画に引き続き、23年度を初年度とする新たな「下水道事業中期経営計画」を策定し、継続的な経営健全化を図る。</li> <li>・下水道経営の健全化を図るため、23年度に下水道使用料を改定する予定。</li> <li>・将来計画をする中で、27年度以降における市街化調整区域の整備方針を検討する。</li> </ul>			264,501	271,284	277,050	281,459	1,094,294			264,501	271,284	277,050	281,459	1,094,294
64	水道事業の経営健全化	(水)総務課	方針決定	順次実施					水道事業の経営健全化を図るため次の項目を実施する。 ① 22年度中に料金改定等についての方針をまとめ、中期経営計画を策定する。 ② 23年度から水道料金事務を委託する。 ③ 27年度に水源地業務を部分委託する。			2,138	2,138	2,138	2,138	8,552			-44,662	-44,662	-44,662	-44,662	-178,648
65	市民病院事業の経営健全化	(病)総務課	実施						公的病院として果たすべき役割を明確にするとともに、ガイドラインの示す23年度までの収支均衡を目標として経営健全化を図る。	1,177,000	1,190,000	1,209,000	1,209,000	1,209,000	5,994,000	1,177,000	1,190,000	1,209,000	1,209,000	1,209,000	5,994,000		
66	土地開発公社経営健全化の推進	財政課	方針決定	実施					長期保有土地に係る事業の見直しを行い計画的な買戻しを進めるとともに、高砂工業公園についても売却を進める。 具体的な方策は、経営健全化検討委員会を設置し、経営健全化計画として定める。	-49,633	-314,593	-50,000	-50,000	-50,000	-514,226	-49,633	-314,593	-50,000	-50,000	-50,000	-514,226		
<b>合 計</b>										1,854,594	2,202,694	3,045,669	3,130,594	3,773,919	14,007,470	1,760,994	2,006,134	2,792,989	2,802,994	3,277,839	12,640,950		